

弘前市融雪装置設置資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、融雪装置の普及促進により、冬季間における快適な市民生活の向上を図るため、弘前市内において融雪装置を設置するものに対してその設置に必要な資金（以下「融雪装置設置資金」という。）を貸付けすることについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象融雪装置)

第2条 貸付けの対象となる融雪装置は、次のとおりとする。ただし、未使用品であって、性能の保証、設置後のサポート等が設置業者又はメーカー等によって確保されているものに限る。

- (1) 融雪槽 地中に埋設した槽の中で、投入された雪を温水等により融かす装置で、融雪水を側溝又は下水道汚水枠等へ排水するもの
- (2) 融雪機 バーナー等を熱源として、投入された雪を融かす装置で、融雪水を側溝又は下水道汚水枠等へ排水するもの
- (3) ロードヒーティング 灯油、電気等を熱源とし、温水パイプや電熱ヒーター等で面的に雪を融かす装置で、融雪水が敷地外へ流れて凍結等の被害を与えないよう排水に配慮したもの
- (4) 屋根融雪 建物の屋根に電熱ヒーター等を敷設し、屋根に積もった雪を融かす装置で、融雪水が敷地外へ流れて凍結等の被害を与えないよう排水に配慮したもの

2 前項の規定にかかわらず、地下水散水融雪装置については、貸付けの対象としないものとする。

(申請者の要件)

第3条 この貸付けを利用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、前条に掲げる融雪装置を市内に設置しようとするもので次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 市内に土地又は建物を所有する個人又は法人
 - イ 市内に居住するもの又は市内に事務所、店舗等を有するもので土地又は建物の所有者の同意を得たもの
 - ウ 市内に居住する親族を扶養するもの
 - エ 法人格を有しない町会その他これに準ずる団体
- (2) 市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料（以下「市税等」という。）を滞納していないもの
- (3) 貸付金の償還能力を有するもの
- (4) 平成27年度弘前市融雪装置設置費補助金の交付を受けていないもの

(5) 融雪装置の設置に係る工事の施工、物品の購入等を、市内業者（市内に本店を有するものに限る。）に発注するもの。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合を除く。

（貸付対象経費）

第4条 貸付けの対象となる経費（以下「貸付対象経費」という。）は、融雪装置の購入費、設置工事費及び排水工事費に要する経費とする。

（利用制限等）

第5条 一申請者につき貸付回数は3回を限度とする。ただし、既に設置した融雪装置の場所と一団の敷地ではない新たな敷地に設置する場合に限る。

2 2回目を申請する場合にあっては、前回貸付けに係る初回の償還日から1年を経過し、かつ、2回目の申請時までに償還すべき貸付金を全て償還していなければならない。

3 3回目を申請する場合にあっては、前項に規定する条件を満たし、かつ、1回目又は2回目の貸付けに係る償還のいずれかを終了していなければならない。

（金融機関の貸付条件）

第6条 融雪装置設置資金の貸付けについて、市と契約を締結した金融機関（以下「金融機関」という。）は、次に掲げる条件により資金の貸付けを行うものとする。

(1) 貸付金の額は、100,000円以上1,000,000円以下の額の範囲内において貸付対象経費を限度とする。この場合において、10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2) 儻還期間は、貸付けを受けた月の翌月から起算して60か月以内で元金均等月賦により行われなければならない。ただし、償還期日前において貸付金の全部を繰上償還する場合は、この限りでない。

(3) 貸付金には利子を付さないものとする。

(4) 貸付金に係る保証措置は、金融機関が別に定めるところによる。

2 貸付金の償還は、原則として口座振替の方法によるものとする。

（利子補給）

第7条 市は、金融機関との契約に基づき、金融機関が貸付けした金額に係る利子相当額を金融機関に支払うものとする。

（申請）

第8条 申請者は、希望取扱金融機関を定め、融雪装置設置資金貸付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 見積書の写し

(2) 設置機種の仕様書等

(3) 融雪装置配置図及び排水経路図（様式第2号）

(4) 付近見取図（様式第3号）

(5) 融雪装置（屋根融雪を除く。）を設置しようとする土地又は屋根融雪を設置し

ようとする建物の所有者と申請者が異なる場合は、土地・建物使用承諾書（様式第4号）

- (6) 融雪装置が移動式の融雪機及びロードヒーティングの場合は、移動式融雪機等に係る承諾書（様式第5号）
- (7) 融雪装置が屋根融雪の場合は、融雪装置システム図及び対象となる建築物の写真
- (8) 申請者が個人の場合は、前各号に掲げるもののほか納税証明書（市県民税が課税されていない場合は、所得課税証明書も併せて添付）及び住民票
- (9) 申請者が法人の場合は、第1号から第7号までに掲げるもののほか法人市民税の納税証明書、定款、登記事項証明書及び申請時において最新の決算書。ただし、法人の新設等の場合で、申請時において法人市民税の納税証明書及び決算書を添付できないときは、代表者の納税証明書（市県民税が課税されていない場合は、所得課税証明書も併せて添付）
- (10) 申請者が法人格を有しない町会等の場合は、第1号から第7号に掲げるもののほか団体規約、代表者の納税証明書（市県民税が課税されていない場合は、所得課税証明書も併せて添付）及び住民票
- (11) 第3条第1項第5号ただし書に該当する場合は、理由書（様式第6号）
- (12) その他市長が必要と認めた書類
(貸付決定の通知等)

第9条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、速やかに審査のうえ、申請装置及び申請者が第2条及び第3条に定める要件に適合すると認めるときは、支援決定の旨を融雪装置設置資金支援対象者通知書（様式第7号。以下「支援通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

- 2 申請者は、支援通知書を受け取った後、金融機関が必要と認める書類を添付し、金融機関に対し貸付けの申請を行うものとする。
- 3 金融機関は、審査を行ったうえで、貸付けの可否を決定し、その結果を融雪装置設置資金貸付決定通知書（様式第8号。以下「決定通知書」という。）又は融雪装置設置資金の貸付けについて（様式第9号）により、速やかに当該申請者に対して通知するものとする。
- 4 前3項の規定は、貸付けの決定後、申請の内容を変更しようとする場合について準用する。
- 5 申請者は、決定通知書を受けた後に、当該工事に着手するものとする。
(工事完了届)

第10条 申請者は、当該工事が完了したときは、速やかに融雪装置設置工事完了届（様式第10号。以下「工事完了届」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、工事完了届を受理したときは、その完了を確認し、融雪装置設置工事完了確認通知書（様式第11号。以下「工事完了確認通知書」という。）を申請者に

交付するものとする。

(貸付けの実行等)

第11条 金融機関は申請者から、工事完了確認通知書が提出されたときは、遅滞なく貸付けを行わなければならない。

(辞退)

第12条 申請者は、決定通知書を受理した後、貸付けを辞退しようとするときは、速やかに金融機関に対して融雪装置設置資金貸付辞退届（様式第12号）を提出しなければならない。

2 前項の場合において、金融機関は、速やかに市に対して報告しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、融雪装置設置資金の貸付けに関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月20日から施行する。